示

(

青森県告示第四百八十九号

成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

平

告

示

目

次

第三千七百 二号

平成 二十五年(月曜日)

右 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出. 建設業者の許可の取消し..... 都市計画の変更案の縦覧 基本測量の実施..... 地籍調查事業計画...... 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定...... の支援に関する法律による医療機関の指定.. 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立 の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出..... 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立 公 告 (農村整備課) ... (都市計画課) ... 県西 県下 保高 政健 (民地局) 民地 策 策 福 険 険 福 理 同 同 課 局域 課祉 課祉 : : : : : : \equiv \equiv ≕. =

> 生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。 の二の規定により、 (昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。) 次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、 第五十条

平成二十五年六月十日

青森県告示第四百九十号

スズラン薬局

立花歯科クリニック

八戸市旭ヶ丘三丁目一の一二 八戸市湊高台一丁目一二の二五

八戸市大字大工町一六の二

平成三

亭完

臺

≓ ≡

立花歯科医院

名

称 又 は 氏

名

所

在

地

又

は 住

所

廃止年月日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

ので、 条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した 成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号。 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平 例による生活保護法第五十五条の一 以 下 「例による生活保護法」という。) 第四十九 |第一号の規定により告示する。

平成二十五年六月十日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

三笠ホームケアクリニ 弘前市	マエダ調剤薬局中央店 弘前市	中泊おの医院 北津軽	立花歯科クリニック 八戸市	名称又は氏名 所
弘前市大字松森町五三の二	弘前市大字南川端町一三の九	五の一北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂一九	八戸市旭ヶ丘三丁目一の一二	在地
町五三の	町 二	入字 中 里	目しの	又 は
	一の九	字紅葉	字紅葉	住
		坂 九		所
"	"	三 弄 弄 一	平成室・三三	指定年月日

青森県告示第四百九十一号

の規定により公示する。 のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第五十三条第一項本文の規定により、次

平成二十五年六月十日

青森県知事
Ξ
村
申
吾

氏 名 所在地又は住名 称 又 は 主たる事務所	事 業 業 業 業	
在た 地る 又事 は務	サー	
所の	ビ 者ス	
種 類 b	- サー ビス ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
名	行介	
称	う防サ	
所	事し	
在	業事業	
地	所を	
年指 月 日定		
	のの種類 名 称 所 在 地 年月	

青森県告示第四百九十二号

す る。 二十五年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示 国土調査法 (昭和二十六年法律第百八十号) 第六条の三第二項の規定により、平成

平成二十五年六月十日

青森県知事 \equiv 村 申

吾

			I
む	五所	青	者調
つ	// 原	森	の直を名行
市	市	市	称う
一丁目の一部、大字田名部字金谷の一部金谷一丁目の一部、金谷二丁目の一部、小川町	の一部、金木町喜良市小田川山の一部金木町嘉瀬端山崎の一部、金木町喜良市相野山	小谷の一部、大字岩渡字熊沢の一部、大字岩渡字内字丸山の一部、大字浅虫字久栗坂山の一部、大字三山の一部、大字浅虫字久栗坂山の一部、字山辺の一部、字大谷の一部、字久栗坂一部、字山辺の一部、字大谷の一部、字久栗坂字浜田の大字細越字内長沢の一部、大字久栗坂字浜田の大字細越字内長沢の一部、大字久栗坂字浜田の	調査地域
		中 一 十一日まで 十一日まで	調査期間

青森県告示第四百九十三号

(昭和二十四年法律第百八十八号) 第十四条第三項の規定により公示する。 国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、 測量法

平成二十五年六月十日

作業種類

青森県知事

Ξ

村

申

吾

基本測量 (「電子国土基本図 (地図情報)」修正測量)

_ 作業期間

平成二十五年六月二十八日から平成二十六年三月三十一日まで

Ξ 作業地域 県内全域

る同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとお り、漁船損害等補償法 (昭和二十七年法律第二十八号) 第百十二条第一項の規定によ 青森県告示第四百九十四号 漁船損害等補償法施行令 (昭和二十七年政令第六十八号) 第五条第一項の規定によ

平成二十五年六月十日

り公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

青森県知事 \equiv 村 申 吾

				'	
			蛇浦	の加 名入 称区	届
下北郡風間浦村大	下北郡風間浦村大	-	- 北郡風間浦村大	発起人	出
7大字蛇浦字蛇浦三4	字蛇浦字		7人字蛇浦字新釜谷	の住所及び	事
山本輝男	富岡正昭	木下満一	釜谷二七の	氏名	項
	t T	で で 月月 二 十月		期	指定漁
		山村	が左	間	船 調
		K	司蛇 且浦	場	書の縦
		F	合漁 業 協	所	覧

都市計画の変更案の縦覧

道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。 する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり青森都市計画区域における 計画区域における道路に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第一項の規定により、青森都市

画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。 なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計

平成二十五年六月十日

青森県知事 \equiv 村 申 吾

都市計画の種類

都市計画の変更に係る土地の区域 青森都市計画区域における道路に関する都市計画 (三・四・二四号筒井大矢沢線)

1 除かれる土地の区域

青森市桜川八丁目の一部

追加される土地の区域

2

 \equiv 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、 青森市都市整備部都市政策課

兀 縦覧期間

平成二十五年六月十一日から同月二十四日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第一項の規定により、弘前広域

都市計画区域における道路に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において

(

画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。 における道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。 関係市町村の住民及び利害関係人は、 縦覧期間満了の日までに、 当該都市計

なお、

準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり弘前広域都市計画区域

平成二十五年六月十日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

都市計画の種類

弘前広域都市計画区域における道路に関する都市計画 (三・五・八号村井唐糸線)

除かれる土地の区域

1

=

都市計画の変更に係る土地の区域

藤崎町大字藤崎字松野木、 字高瀬、 字真那板緣、 字白子の各一部

追加される土地の区域

2

Ξ 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、 藤崎町建設課

兀 縦覧期間

平成二十五年六月十一日から同月二十四日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十五年六月十日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

商号又は名称 有限会社つがるクリーン

代表者の氏名 増 田 教正

Ξ 主たる営業所の所在地 つがる市木造有楽町四五の一

兀 許可番号 青森県知事許可 (般 二二) 第四〇〇二八二号

取消しに係る建設業の許可

取消年月日 平成二十五年五月二十七日

六 五

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行

七 వ్త により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す 取消しの原因となった事実 平成二十五年五月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出 土木、とび・土工、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可